

教育・保育給付認定変更申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 氏名 (保護者) (※) 自署でない場合は、記名押印してください。

生年月日 年 月 日

住所 千葉市 区

連絡先電話番号 — —

連絡先電子メールアドレス @

子ども・子育て支援法第23条第1項の規定に基づき、教育・保育給付認定に係る事項に変更が生じたので、支給認定証を添付のうえ申請します。

該当事項には☑をつけてください。

《現在》

(認定変更に係る) 子どもの氏名	フリガナ (年 月 日生)	教育・保育給付認定区分	☐ 1号 (3歳以上保育の必要性なし) ☐ 2号 (3歳以上保育の必要性あり) ☐ 3号 (3歳未満保育の必要性あり)
保護者からみた続柄		保 育 必 要 量 (2・3号認定のみ)	☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間
利用施設 (事業) 名		保 育 事 由 (2・3号認定のみ)	☐ 就労 ☐ 妊娠/出産 ☐ 疾病/障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他()
☐ 教育・保育給付認定を受けている兄弟姉妹がいる			

《変更後》

変更事項 ☐教育・保育給付認定区分 ☐保育必要量 ☐教育・保育給付認定期間 ☐利用者負担額 ☐保護者

教育・保育 給付認定 区分	変更後	☐ 1号 (3歳以上保育の必要性なし)	
	変更理由	☐ 幼稚園・認定こども園 (1号) を利用するため (園名:) ☐ その他 ()	
	変更年月日	年 月 日	

保 育 必 要 量	変更後	☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間 ※場合により添付書類が必要になります。	変更年月日	年 月 日
	変更理由	※具体的にご記載ください		

教育・保育 給付認定 期間	変更後	☐ 就労 ☐ 妊娠/出産 ☐ 疾病/障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他 ()		
	変更理由	☐ 保育が必要な事由が変更したため ☐ その他 () ※添付書類が必要になります。(裏面参照)	変更年月日	年 月 日

利用者負担額	変更理由	☐ 修正申告をしたため ☐ その他 ()	変更年月日	年 月 日
--------	------	--	-------	-------

保護者	氏 名		子どもから みた続柄	変更年月日
	変更前	変更後		
	フリガナ	フリガナ		年 月 日

＜留意事項＞

当該申請にかかる記入内容や提出書類に虚偽があった場合、子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づき、当該申請に係る教育・保育給付認定を取り消す場合があります。

保育の必要性を証する書類

～支給認定期間変更・支給認定区分変更の方～

変更理由② (支給認定区分変更) 変更後 (支給認定期間変更)	提出書類	変更後支給認定期間 (支給認定期間変更の場合)	備考
就労	就労(内定)証明書 (発行から3か月以内のもの)	(満3歳以上児)小学校就学前 まで (満3歳未満児)満3歳に達する 日の前日まで	雇用主の証明を受けてください。 1か月間あたり、64時間以上の就 労が必要です。
妊娠／出産	母子手帳の写し (表紙と出産予定日が分かるページ)	原則として、出産予定月とその 前後2か月の計5か月間	出産予定児童のものです。 出産予定日の分かるページが必 要です。
疾病／障害	診断書	原則として、病気等から回復す る期間が判明している場合、そ の期間	保育が困難である旨の記載が必 要です。
介護等	看護・介護を受ける方の診断書 及び 看護・介護計画書等	原則として、看護・介護に必要 な期間が明示されている場合、 その期間	診断書は、看護・介護が必要であ る旨を記載してください。 看護・介護計画書等は従事時間 の記載が必要です。
災害復旧	り災証明書	(満3歳以上児)小学校就学前 まで (満3歳未満児)満3歳に達する 日の前日まで	
求職活動	承諾書	原則として、3か月間	承諾書について、求職活動中の 取扱いについてお読みのうえ、記 名押印又は署名してください。
就学	在学証明書 (又は学生証の写し) 及び 時間割表	原則として、保護者の卒業予定 日または修了予定日が属する 月の月末まで	年3月に卒業予定の方は、4月以 降の証明も提出してください。 時間割表は自作でも可能です。
育児休業	育児休業申立書 及び 就労証明書 (育児休業期間がわかるもの)	原則として、育児休業開始日の 属する月の翌月の初日から当 該育児休業終了日の属する月 の末日まで	育児休業申立書は各区こども家 庭課にあります。

特記事項	受付年月日
	年 月 日 受付者氏名